

社会福祉法人紫波会役員等報酬規程

平13. 3. 22議決

平29. 6. 19全部改正

平30. 6. 18一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紫波会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、非常勤役員（非常勤の理事及び監事）及び評議員（以下「非常勤役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員に対する報酬等の額及び支給は、次の各号の定めによる。

(1) 報酬については、別表に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費及び費用弁償規程に基づき、旅費（交通費、日当及び宿泊料）を支給することができる。

(3) 年報酬を受ける非常勤役員等の報酬は、年2回、上半期と下半期に分けて現金で支給するものとし、年の途中で当該役員となり、又は当該役員でなくなった場合、1月未満の端数は1月として計算する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月19日）

この規程は、議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月18日）

この規程は、議決の日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）理事

定款第21条に規定する、評議員会で定める総額は55万円で、次の表のとおりとする。

役 職	年 額
理事長	240,000 円
理 事	66,000 円
総 額	550,000 円

（2）監事

定款第21条に規定する、評議員会で定める総額は15万円で、次の表のとおりとする。

役 職	年 額
監 事	66,000 円
総 額	150,000 円

（3）評議員

定款第8条に定める各年度で1人当たり総額3万円を越えない額で、次の表のとおりとする。

役 職	日 額
評議員会への出席（臨時会を含む）	5,000円
総 額（1人当たり）	30,000円を越えない